

公益財団法人しまね産業振興財団
定 款

公益財団法人しまね産業振興財団

公益財団法人しまね産業振興財団定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人しまね産業振興財団（以下「財団」という。）と称する。

(事務所)

第2条 財団は、主たる事務所を松江市に置く。

2 従たる事務所を浜田市に置く。

3 財団は、理事会の決議により従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 財団は、県内産業の高度化及び新たな産業の育成を促進し、もって本県産業の活性化と県民の福祉向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 県内で事業活動を行う企業（以下「県内企業」という。）の経営力、生産力の強化、新たな分野への進出など、企業の競争力を強化支援する事業

(2) 県内企業の技術力向上を支援する事業

(3) 県内企業の製品及び技術の販路開拓や販路拡大の支援に関する事業

(4) 県内情報産業の競争力強化支援に関する事業

(5) 産業支援施設及び設備の維持管理に関する事業

(6) その他財団の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、島根県内で行うものとする。

第3章 資産及び会計

(財産の種別)

第5条 財団の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 公益財団法人への移行時の基本財産として、別表で特定された財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 基本財産以外の財産を、その他の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産については、適正な維持及び管理に努めなければならない。

2 基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産の一部を基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会の決議を要する。

(財産の運用及び管理)

第7条 財団の財産の運用及び管理は理事会の決議を経て代表理事理事長又は代表理事副理事長が行うものとし、基本財産のうち、現金は確実な金融機関に預け入れ、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて、保管しなければならない。

(事業年度)

第8条 財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 財団の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事理事長又は代表理事副理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (2) 評議員会において、報告するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 財団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事理事長又は代表理事副理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の決議を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の決議を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 代表理事理事長又は代表理事副理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第12条 財団に評議員10名以上20名以内を置く。

- 2 評議員のうち1名を評議員会会長とする。
- 3 評議員会会長は、評議員の互選によって定める。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイから二に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- 二 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共用利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、財団の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることはできない。

(評議員の任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 12 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 15 条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 16 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 17 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) 役員の損害賠償責任の免除
- (8) 合併、清算及び事業の全部譲渡に関する方針決定又は合併契約の締結に関すること
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 18 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種類とする。

2 定時評議員会は、毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に開催する。

(召集)

第 19 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事理事長又は代表理事副理事長が召集する。

2 評議員は、代表理事理事長又は代表理事副理事長に対し、評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して、評議員会の召集を請求することができる。

(議長)

第 20 条 評議員会の議長は、評議員会会長がこれに当たる。

2 評議員会会長が欠けたとき又は評議員会会長に事故があるときは、出席した評議員の互選により、評議員会の議長を定める。

(決議)

第 21 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) 役員 の損害賠償責任の免除
- (5) 合併、清算及び事業の全部譲渡に関する方針決定又は合併契約の締結に関すること
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第22条 理事会の決議を経て代表理事理事長又は代表理事副理事長が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第23条 理事会の決議を経て代表理事理事長又は代表理事副理事長が、評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第24条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

第6章 役員

(役員 の設置)

第25条 財団に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上7名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事理事長、1名以内を代表理事副理事長とする。
- 3 前項の代表理事理事長、代表理事副理事長をもって、一般法人法上の代表理事とする。
- 4 必要に応じて業務執行理事を置くことができる。

(役員 の資格)

第26条 代表理事理事長、代表理事副理事長及び業務執行理事は、理事会において理事の互選により定める。

- 2 監事は、財団の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別な関係にある者として法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

- 4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者として法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

（理事の職務及び権限）

第27条 代表理事理事長は、財団を代表し、財団の業務を執行する。

- 2 代表理事副理事長は、代表理事理事長を補佐する。また、代表理事理事長が欠けたとき又は代表理事理事長に事故があるときは、代表理事副理事長は、代表理事理事長の職務を代行する。
- 3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、財団の業務を分担執行する。
- 4 代表理事理事長、代表理事副理事長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、財団の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

第30条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

（役員報酬等）

第31条 理事及び監事に対して、評議員会において定めた額の報酬を支給することができる。

（損害賠償責任の軽減）

第32条 財団は、特に必要と認めるときには、第17条の規定にかかわらず、理事会の決議により、一般法人法第198条において準用する同法第114条の規定に基づき、役員損害賠償額を軽減できる。但し、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の10分の1以上の反対があるときには、軽減してはならない。

第7章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 財団の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事理事長、代表理事副理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第35条 理事会は、代表理事理事長又は代表理事副理事長が招集する。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 代表理事理事長又は代表理事副理事長が、理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事理事長、代表理事副理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、評議員会の決議によつてのみ変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条に規定する目的、第4条に規定する事業並びに第13条に規定する評議員の選任及び解任の方法の変更についても適用する。

(解散)

第40条 財団は、基本財産の滅失による財団の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によつて解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 財団が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、島根県に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第42条 財団が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、島根県に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 財団の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、島根県で発行される山陰中央新報に掲載する方法による。

第10章 運営委員会及び顧問

(運営委員会)

第44条 この財団に、代表理事理事長又は代表理事副理事長の要請に基づき、代表理事理事長又は代表理事副理事長に対して意見を述べる任意の機関として運営委員会を設けることができる。

2 運営委員会の委員は、理事会の決議に基づき、代表理事理事長又は代表理事副理事長が選任する。

3 運営委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

4 委員は無報酬とする。

5 委員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(顧問)

第45条 この財団に顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、理事会において選任する。

3 顧問は、理事会の要請に応じて、事業実施に関する助言・指導を行うものとする。

4 顧問には報酬を支給することができる。

第11章 事務局

(設置等)

第46条 財団の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、代表理事理事長又は代表理事副理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、代表理事理事長又は代表理事副理事長が別に定める。

第12章 補則

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、財団の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 8 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 財団の最初の代表理事理事長は山崎征爾、代表理事副理事長は山根泉とする。
- 4 財団の最初の評議員は、次の掲げる者とする。
 - 荒木 光彦
 - 石飛 善和
 - 岩谷 百合雄
 - 小林 淳一
 - 島田 一嗣
 - 多久和 厚
 - 野坂 正史
 - 藤原 善夫
 - 松永 桂子
 - 三木 善弘
 - 溝口 善兵衛
 - 宮脇 和秀
 - 矢野 仁
 - 山本 廣基
 - 吉野 勝美
- 5 従たる事務所の住所は、島根県浜田市相生町 1391 番地 8 とする。

附 則

この定款は、平成 26 年 6 月 26 日から施行する。

別表 基本財産（第 5 条関係）

財 産 種 別	内 訳
投資有価証券等	146,196,000円